

マイナ保険証をお持ちでない方へ 「資格確認書」を送付します

お手元にある国民健康保険の資格確認書は、令和 8 年 7 月 31 日に有効期限を迎えます。

令和 8 年 8 月 1 日からは、新たに届いた『資格確認書』をご利用ください。

この『資格確認書』は、マイナ保険証(健康保険証の利用登録が済んだマイナンバーカード)をお持ちでない方(※)へお送りするもので、世帯単位でまとめて送付しています。

※令和 8 年 5 月末時点でのマイナ保険証登録状況によりお送りしています。

同じ世帯でも、次の方には別便が届きます

- ① マイナ保険証をお持ちの 70 歳から 74 歳までの方(『資格情報のお知らせ』を別途送付いたします)
- ② 後期高齢者医療制度の加入者(『資格情報のお知らせ』または『資格確認書』を別途送付します)

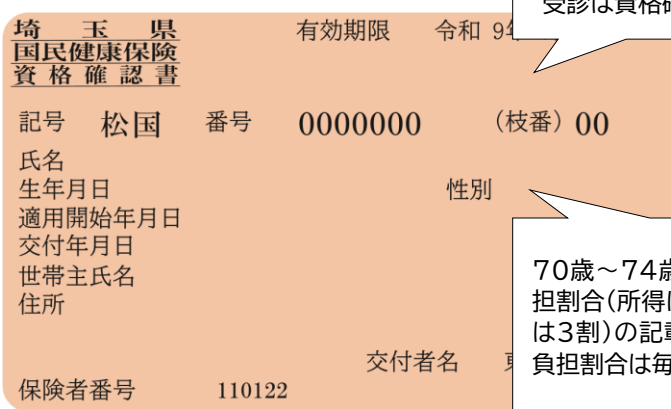
【注意】マイナ保険証をお持ちの 70 歳未満の方へは原則、『資格情報のお知らせ』を送付しません。
氏名や住所に変更があった方のみ送付いたします。



マイナ保険証をお持ちでない方



これまでの資格確認書(ブルー)



埼玉県
国民健康保険
資格確認書

有効期限 令和 9 年 7 月 31 日

記号 松国 番号 0000000 (枝番) 00

氏名 生年月日 適用開始年月日 交付年月日 世帯主氏名 住所 性別

交付者名 東松山市役所

保険者番号 110122

受診は資格確認書で

70 歳～74 歳の方には、負担割合(所得により 2 割または 3 割)の記載があります。負担割合は毎年判定します

有効期限は毎年「7 月 31 日」です
(※有効期限が 7 月 31 日より前となることがあります。詳細は裏面記載)

今回送付したもの

- 資格確認書(ケースをご希望の方には保険年金課や活動センターでお配りしています。)
- ジェネリック医薬品希望シール
- 個人情報保護シール(裏面の臓器提供意思表示欄に貼るシール)

今後マイナ保険証の登録をした場合でも、お手元の『資格確認書』は有効期限まで保管してください。
マイナ保険証の読み取りができない時には、『資格確認書』を提示することで保険診療が受けられます。

裏面へ ➡

問い合わせ先 東松山市役所保険年金課
TEL:0493-23-2221 内線 111~113 FAX:0493-23-0076

70歳・75歳になる方へのお知らせ

令和9年7月31日までに70歳になる方は、誕生日の翌月1日(誕生日が1日の方は当月)から所得等の状況に応じて、医療費の負担割合が2割または3割になります。誕生日月の20日頃に負担割合を記載した『資格情報のお知らせ』または『資格確認書』を送付します。

令和9年7月31日までに75歳になられる方は、誕生日当日から後期高齢者医療制度の被保険者となるため、有効期限が誕生日前日となります。誕生日までに埼玉県後期高齢者医療広域連合から『資格情報のお知らせ』または『資格確認書』が送られてきますのでご自身での手続きは不要です。

社会保険に加入したときは“国民健康保険の脱退手続き”

社会保険など他保険に加入した場合は、国民健康保険を脱退する手続きが必要です。次の書類をご用意のうえ、保険年金課窓口または下記QRコードから脱退の届出をおこなってください。

なお、75歳到達により、後期高齢者医療制度の被保険者となった場合、手続きは不要です。

- ① 新しく加入した健康保険から交付された次のいずれか(資格情報のお知らせ・資格確認書・資格証明書)
- ② 使わなくなった国民健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ(お持ちの方)
- ③ マイナンバーカード(お持ちの方)



東松山市
電子申請・届け出サービス

マイナ保険証を利用するメリット

- ・ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられます
- ・ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になります
- ・ 救急現場で、救急搬送中の適切な応急処置や病院の選定、搬送先の病院で活用されます

これからマイナンバーカードを作りたい方へ

マイナ保険証を利用するには、マイナンバーカードの取得が必要です。まだお持ちでない方は、マイナンバーカードの申請をしてください。マイナンバーカードの作成方法は、右側のQRコードからご覧いただけます。



総合サイトへ

マイナンバーカードを保険証として利用したい方へ

マイナンバーカードを保険証として利用するには登録が必要です。右側のQRコードから登録画面(マイナポータル)へアクセスできます。



マイナポータルへ

マイナ保険証の利用が困難な方へ

- ・ マイナ保険証をお持ちの方には、原則として『資格確認書』は交付できません。
- ・ ご高齢の方や、障害をお持ちの方など、配慮が必要な方は保険年金課に申請することで『資格確認書』を取得できます。詳しくは保険年金課までお問い合わせください。

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

受付時間(年末年始を除く) 平日:9:30~20:00 土日祝:9:30~17:30